荒 総 第 154 号
令和8年10月30日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長　山中　充治
（公印省略）

# 見　積　依　頼　書

1 件　　名　　金室宿舎換気扇交換工事
2 工 事 場 所　　埼玉県秩父市金室町３－２１　金室宿舎
3 工　　期　　契約締結の翌日から５０日間
4 内　容　等　　別添「仕様書」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得を熟覧のうえ提出してください。

記

1 現 場 説 明　　実施しません。
2 見 積 書 等
1）様　式　等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2）提 出 方 法　FAX又は電子ﾒｰﾙによる。
なお、FAX又は電子ﾒｰﾙに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3）提 出 期 限　令和8年11月17日　　12:00　まで

4）提　出　先　独立行政法人水資源機構　荒川ダム総合管理所　総務課　高木
FAX　0494-23-7912　　電子ﾒｰﾙ nyukei_arakawa@water.go.jp

5）質　問　書　令和8年11月5日　　12:00　まで
提出期限　※質問の回答については、原則として提出期限の翌営業日12:00までにHP掲載します。

6）見 積 回 数　2回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年11月18日 12:00 までとします。

7）そ　の　他 ①　見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

3 見 積 結 果　　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

4 そ　の　他
1）　契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2）　請負代金の支払いは、履行確認後の一括支払となります。
3）　最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

# 金室宿舎換気扇交換工事　仕様書

## 第１章　適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する金室宿舎換気扇交換工事（以下「本工事」という。）に適用する。

## 第２章　工事概要

本工事は、金室宿舎８室の換気扇の交換を行うものである。

## 第３章　工事場所

埼玉県秩父市金室町 3-21 金室宿舎

## 第４章　工期

契約締結の翌日から 50 日間

## 第５章　工事内容

本工事の内容は以下のとおりとする

１）既設換気扇の撤去及び廃棄

・既設品（Ｂ棟：４台）

ナショナル社製　換気扇（FY-6HZK7M、60cm 幅）

・既設品（Ｃ棟：４台）

サンウェーブ社製　換気扇（BBH-5、90cm 幅）

２）換気扇の設置

交換品については既設品と同等以上の機能を有すること。

なお、交換品については、設置前に担当職員の了解を得るものとする。（例：○○社製　○○○○）

| 内容 | 設置場所 | 数量 | 想定製品 |
|---|---|---|---|
| 換気扇 | Ｂ棟台所 | ４台 | パナソニック FY-6HZC5-K（幅 60cm）又は同等品 |
| 換気扇 | Ｃ棟台所 | ４台 | パナソニック FY-9HGC5-K（幅 90cm）又は同等品 |

３）付帯工事

上記のほか、換気扇の設置に必要となる付帯工事

## 第６章　疑義等

本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記されていない事項がある場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

【以上】

令和８年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長　山中　充治　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１０月３０日に交付された「金室宿舎換気扇交換工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

メールアドレス：

◆　くじ用数字

| | | |
|---|---|---|
| | | |

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

別　添

# くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

| くじ用数値 |
|---|
| 1 2 3 |

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|---|---|---|---|
| ○○工務店 | ¥500,000− | 0 | 123 |
| □□工業 | ¥600,000− | | 999 |
| △△組 | ¥500,000− | 1 | 4 |

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 |
|---|---|---|---|
| ○○工務店 | ¥500,000− | 0 | 123 |
| □□工業 | ¥600,000− | | 999 |
| △△組 | ¥500,000− | 1 | 4 |
| ◎◎工業 | ¥500,000− | 2 | 1 |

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。